

# 幕末期箱館の五人組について

清水 昭 典

(昭和41年10月31日受理)

## “Goningumi” at Hakodate in Ezo (Hokkaido) during the later Tokugawa Period

by Shyōsuke SHIMIZU

### Abstract

“Goningumi”, consisting of 5 members, was a neighbourhood association in every district in Japan in the Tokugawa Period.

The aim of this paper is to make clear the organization and the function of it in the feudal system at Hakodate Town in Ezo (Hokkaido).

### 1. ま え が き

わが国の近代的な地方制度は、明治憲法の制定に伴いつつ明治21年から23年にかけての一連の整序された体系的な地方自治の設置をもってほぼ成立したものとみられる。

そこでは、西欧近代国家、なかんづくプロイセンの地方自治が参照され、それがわが国に継受され、その敷設の過程で、わが国の伝統的慣習的自治組織には幾多の改変が加えられたのであった。

ところがこの過程で、伝統的な旧慣部落的規模での共同体的な生活様式、一体的な隣保共同の団結は法制のいかに、また統治の要請のいかににかかわらず現実に存在したから、それは近代的な地方自治の設置に際してある程度組み入れざるを得なかったのである。一たとえば部落有財産に関する規定一。

しかし、それ以上に、問題は旧慣が近代的な地方自治の外側に現実に存在し、これが住民の日常生活に深くかかわっていたという事実であり、わが国では近代的集権国家の形成後も、公権力が社会の基底に存在する旧慣、旧制度を無視しては統治の機能を果たしえず、むしろ旧慣を積極的に援用することによって、ようやく統治の効率をあげ得たといっても過言でない。ところで旧慣を支えた共同体そのものは明治以降、経済構造的には変容と解体を余儀なくされていった。しかし共同体的な生活意識なり共同体的規制は変容しながらも残りつづけたのであり、公権力はこのような意識なり規制のある側面を統治の効率を高めるためには積極的に援用し強調したのであった。

これには、今次大戦にあたって、臨戦体制を強化するためにとられた国民の統制的組織化の手段として、農村のみならずきわめて群化した都市の住民に対しても区域内の全戸が加入することを強制した町内会などが直ちに想起されよう。これが市町村行政の補助的の下部組織として、日用必需物資の受配機構、貯蓄国債の消化、出征兵士の歓送などに果たした役割は周知である。

この町内会（隣組・隣保班）が江戸幕藩制下の組織たる五人組を模したものであり、常会が寄合を模したものであることもまた周知のことである。

本稿では北海道における近代的な地方自治の形成の途上で、北海道においても存在した函館の五人組の制度、旧慣がいかなる変容と解体をたどったかと考察するための基礎作業たることを念頭にしながら、函館の五人組制度について、その起源、実態、性格などを史料に即して多少なりとも明らかにすることを目的とした。

## 2. 五人組制度について

五人組の制度は江戸幕藩体制期を通じてヒエラルヒックな統治機構の末端をなすべく強制的に組織化された共同の連帯責任を課せられた隣保団体であるといわれている。そして治者にとっての組織の目的は、切支丹宗門改めから博奕の禁止、田畑の永代売買禁止、営農に関する各種の制限、立木伐採の制限などの禁制の徹底、から年貢助郷に関すること、部落財産のこと、身分秩序を強調する儒教的徳目の強調、節儉の奨励から、警察的治安の維持等を通じて封建制度の維持に連なるものであったとみられる。しかしこの制度は五人組帳などによってみて制度の実態はきわめて多種多様であった。

## 3. 箱館における五人組の起源について

蝦夷地において、五人組の制度が設けられた起源は明らかではないが「五人組の名は寛文十三年（1673年、延宝元年と同年）の書類に既に見えている」と新撰北海道史第二巻通説一で述べている。

箱館の場合は、維新前町村制度考によると、「函館ハ文化年度五人組帳ヲ差出タルヲ見ルニ此時既ニ組合頭アリト知ラル」とあり文化年代（1804）にはすでに五人組が存在していたことを知り得よう。

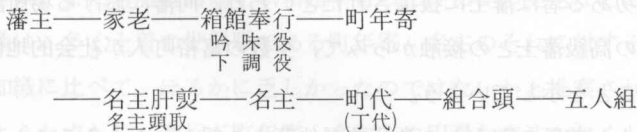
しかし箱館に隣接する亀田では、元禄四年（1691）にすでに五人組の制度が存在したことが、松前藩から亀田奉行に与えた覚書中の「切支丹宗門改の時分念入候様名主五人組共に能々可申付候事」の箇条から明らかである。

ところで、箱館と亀田は蝦夷地でもっとも早くから本州（若狭）との交通が開けたところであり、ことに箱館は享徳三年（1454）にはすでに和人の部落があったことが推定されている。しかしその後、永正九年（1512）アイヌ人蜂起の際に箱館は潰滅し、和人は亀田に移住し部落を創ったといわれる。

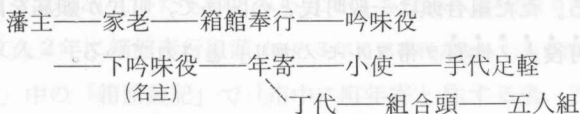
津軽一統志によると、寛文9年(1669)には「一、亀田、川あり、澗あり 家二百軒余、古城あり一重塀なし、一、箱館、澗あり、古城あり、から屋あり」と箱館に対比するに亀田のにぎやかさが推知される。しかし自然的な立地条件たる港湾の良否から船舶は自然に箱館に繫留されることとなり、亀田の住民が次第に箱館に移り、箱館は亀田に代り、はるかに繁栄するにいたった。そして寛保元年(1741)には松前藩治機構の一つである亀田番所も箱館に移され、奉行の官宅のみ亀田に置かれたのである。函館市誌によると「亀田村は久しく繁栄し、名主は付近の村落をもあわせて之を支配し亀田郷又は亀田村の名は附近の諸村落を包括して用いられたので番所が箱館に移転した後も番所村落共に依然として亀田を称して寛政11年1月幕府直轄時代に及んだ」となっている。また永田富智氏は「松前藩の職制について——変遷とその特色——」で逢坂氏日記を引用されて、亀田奉行が設置された年代は不明であるが、当初は地侍白鳥孫右衛門をもってこれに当てたとされている旨述べ、白鳥氏、蛭子氏、猿田氏、逢坂氏などが世襲的に名主格として奉行所に勤仕したと述べておられるが、維新前町村制度考によると、享和三年(1803)蛭子七左衛門、白鳥新十郎が箱館町年寄となったとあり、両人がさきの世襲名主の白鳥、蛭子両氏の裔であるとみることができれば、亀田と箱館の行政上の関係も密接なものであったとみることができよう。一步をすすめるならば寛保年間以前、亀田奉行支配下の亀田領の区域は箱館をも含んでいたのではないかと考えられる。とすれば元禄4年に存在した亀田領における五人組の制度は箱館にも設けられていたのではないかと考えられるが、後日の調査によって正確を期したい。

#### 4. 統治組織と五人組の地位について

五人組が幕藩制下のヒエラルヒッシュな統治組織の基底にあることは周知であるが、享和年代以降(1801)の箱館の場合、松前藩治下の職制は、維新前町村制度考にもとづいて系統づけると、次のようなヒエラルヒーをもつとみなしえよう。



しかしこの職制については、永田富智氏は、維新前町村制度考の「名主ハ町年寄ノ次席ニシテ町年寄ヲ補助シ」という記述を採らず、寛政十年(1798)のものとして、松前藩の職制を次のように系統づけておられる。



そして、このように永田氏が名主を年寄の上位に置かれたのは「逢坂氏日記」「亀田村名主覚」「河野常吉氏扣」などの精緻な検討を通じて、名主、年寄、小使、手代足輕の順列をみとめられたものとみられる。

この二つの考えの当否について、立入ることは筆者の能力を越えるが、前述の白鳥氏の祖とみられる人物が検断として亀田付近を支配したこと、また地侍たる白鳥氏、蛭子氏等が松前藩の土籍にある名主であり、また箱館名主が亀田付近の諸村を管理したということから、名主が町役人として年寄の上位に立つことは首肯できよう。ただ永田氏の引用される「年寄」と、維新前制度考にいう「町年寄」が同じ性格をもった制度を対象としているものか、その異同が明らかになること、また維新前町村制度考が町年寄制の起源を「函館ハ享和三年始テ町年寄ヲ置タル」とみたことの事実的当否が明らかになることが期待されるのではなからうか。

ところでこのようなヒエラルヒッシュな各職制の間にはかなり厳しい身分的区別がその実態を別として制度化されたものとみられる。

たとえば、町年寄には苗字帯刀(大小)肩衣袴が許され、勤務中各種の免税特権を認められ、肝煎名主には苗字帯刀肩衣袴を許されるが、名主頭取には苗字なく、名主は羽織袴脇差帯刀を許され、総じて名主層には各種税目負担免除があり、町代には羽織袴を許され後代にいたって一刀を帯びることを認められるにいたり、五人組組合頭(組頭とも称える)は一般百姓に異なるところなしとされ、煩瑣な格式序列をもって身分差を明らかにし、その差が価値化されていたものとみられる。

このほか、町年寄には扶持(後に手当)が、名主、町代には手当金が、役職によって多寡を設けられて与えられていたが、五人組組合頭は無給とされており、(ただし丁代と大同小異の市氏の贈る樽代を受く)有給、無給の区別が五人組組合頭をもって明らかにされている。

ただ武士、町役人の身分差は、松前藩の場合、他藩程きびしく峻別されていたかは疑問であり、たとえば、松前では町年寄は大抵藩士から選任されたといわれ、町人より選抜する場合は請負人を多とし、その勲功ある者は藩士に抜擢されたといわれ、同藩における場所請負制下の町人の経済的実力や日常の高級藩士との接触からみて、少数の富裕町人が社会的地位においてもいちぢるしく高かったことを示していよう。

しかしこのことから武士と普通の町人との身分差が他藩より緩かったとみることは当をえず、むしろ、町人からいちぢるしく抜きんできた場所請負的商人の地位の特殊性に注目すべきであらうか。

また町役人中の最下位の地位は町代であって、五人組組合頭は町役人ではなく「一般百姓ト異ルトコロナン」とされている。ただ組合頭は一般町民との関係で、町民が願届を出す場合これに連印することによって「町役人ノ性質ヲ帯フルモノナリ」とされている。

## 5. 五人組の組織および組合頭の選任

五人組は一般に五戸をもって組織し、それに組合頭1人を置いているのだが、箱館では文化文政年代にすでに組合の戸数編成に制限なく、町代がその編成をおこない町会所へ届出ることを例とした。そして戸の編成の大きな組合は20戸以上を構成したといわれる。他領に此すると異例のことといわねばならない。箱館における戸口の配置状況(町並の構成)職業構成、戸口の流動状況(一定期間の移入定住の量)、顔役層と一般戸口との比率、秩序維持の方策などに他藩と異なる特色があるのだろうか。

組合頭の選出は「名主及丁代ノ見込ヲ以テ之ヲ定ム」とあり、いわば比較的近い上級者の任命制であって、五人組の内側から自発的に選出するものではなかったとみられる。

なお、この点では、町年寄は世襲的であり、奉行所の辞令をもって任免され、名主は「町代ノ勤功アリ身柄ヨキモノ」ないし世襲で、その任免は奉行所よりおこなわれるがこれについては現在名主と町年寄の協議意見が奉行に具状されるとされている。また町代は町年寄名主の協議をもって人選し、奉行所がこれを命ずるとされた。したがって総括すると、町年寄の場合は多く世襲的層にある者の中から官選、名主、町代の場合は、人選を(名主の場合世襲者層をもっていたが)町年寄、現在名主が推せんしてすすめる点である程度自治組織からその選出の自発性をもちつつ、任命について奉行所にウラチマラチオが担保されていたとみることができよう。

ただ、名主、町代に対する奉行所の任命行為が事実上、単にノミナルな儀式程度にとどまり選出の実権が自治組織内にあったのか、逆に町年寄、現在名主の協議が奉行所の人選についての具体的示唆に応じて受動的にすすめられたものであるか、判然としないが、問題は町役人の人選について、奉行と自治組織との間に実際に強い対立があったかということを前提にして検討しなければならないと考えられる。

しかしあえて付言すれば、永田富智氏が明らかにされた松前藩制下の亀田奉行の松前からの上、下番制、また幕府直轄制下の箱館奉行のたびたびの更迭などの事実から、市政に関する奉行の知識は、多く土着の世襲職である町年寄、名主のそれに対する歴史的由来にいたるまで知悉した知識に比べて、ほるかに乏しかったのではないかと推察される。

このような点から、奉行が町年寄、名主との円滑な交渉を欠くときは、すなわち積極的な支持をえぬ限り、市中取締の遂行は実際には不可能であったと考えられる。

以上から箱館の場合、自治組織は町年寄名主の段階では、町役人の選出についてはかなりの自発的自治をすすめたのではないかとみられる。そして奉行の町年寄、名主に対する支配の調整がすすめられていたものとみられる。ちなみに、安政5年から文久2年まで6年間箱館にあり、文久2年に箱館奉行組頭(慶応3年箱館奉行となったが仏国に渡る)となった栗本鋤雲は、「宛庵遺稿」中の「箱館叢記」で「市中に町年寄と称する者、西村次兵衛、蛭子砥平(蛭は蛇の誤記ないし誤植とみられる。)白鳥今右衛門の三人あり。……町年寄は旧家にして甚だ富まずと

難も、市政に権あり。……年寄の者予か家に来り話す有るに」と述べ、奉行所役人と町年寄との交渉の一端が述べられている。

しかしこのような町役人の自治の状況の中で、五人組の制度の自発的自治の性格はいちぢるしく乏しかった、とみれよう。けだし、組合頭の任命は名主、町代によって一方的にすすめられたのであり、そこには、もっぱら上級者からの命令の受動的な受容の機構としての性格の一端がうかがわれるゆえに。

## 6. 五人組組合頭の職務

五人組組合頭の職務は、維新前町村制度考によると「町役所ノ指示ヲ受ケ組内ノ諸務ヲ調理ス」とされ、その管掌事務は下記のごとくである。

第一、組合市民ノ願届ニ連印スル事

第二、法令ヲ組内ニ伝達スル事

第三、市民ノ集会ヲ要スル時組内ノ代理トシテ出頭スル事

第四、組合内ノ人別改ヲ補助スル事

第五、市中掃除注意ノ事

第六、町内ノ利害ニ関シ町会所ノ諮問ニ答弁スル事

以上の中、第一、第二、第四、第五の職務は町代（名主）一町年寄のそれと管掌区域の広狭はあれ複奏している。つまり、理念的にはこれは第一、においてはヒエラルヒーの上位者に対し、一級下位者の責任において課せられた行為が、上位者に確認されて、同一の事態が繰り返されて、上昇するプロセスを示すものとみられる。第一、の連印（上位者の場合奥印）行為はその典型である。

逆に上意が下に伝達される場合、このヒエラルヒーに即して、上意は階梯を下る。そしてその監督はもっぱら上位者が相対する下位者に対しむけられ、責任は下位者に分属するものとみられる。第二の法令の伝達はその好例であろう。なお組合頭が直接の上位者、町代との階梯を欠いているか、ないし分明でないのは、第三、第六である。

このようにみるならば、五人組組合頭は前述のようにヒエラルヒッシュな整然たる統治組織の末端にあって、庶民の上層にあるかのごとくである。

しかしこのようなことをにわかに平面的に図式化することを許さぬ事情がある。

すなわち、箱館の場合、町役人に課せられる職務であっても、これが五人組組合頭には必ずしも制度的には課せられてはいないことが注目される重要な職務がある。

たとえば、町年寄は「職業ヲ奨励シ諸税ヲ取立及上納スル第ノ事」を掌り、祖税たる店役家役、地子永、人別銭、四半敷等の取立上納をおこなうかたわら、自治組織の財政を賄う町内入費、坪割銭、祭礼銭、筆墨紙料等の取立をおこない、さらに「市民ノ家屋ヲ検シ店役、家役賦課法ヲ定ムル事」と租税の評価をおこなう資格をもち、名主も「諸税及町内入費ノ徴収及上



納ノ事ニ参与シ」している。また町代も「諸税及町内入費ノ取立ヲ為シ」「人別調役錢上納ノ時ニ限り町役所ニ出勤ス」るのであり、封建財政を賄う租税徴収機構の末端は自治織中の町代の層に達するだけで、五人組組合頭には事実上町代を補佐したかどうかは別として、制度的には租税なり町内入費を徴収する資格は与えられなかったものとみられる。

このほか町代には「宗門下調帳ヲ製シ及ヒ之ヲ浄書スル事」、「寺判ヲ管守スル事」、「出稼人願書ヲ出シ出稼廻リ鑑札ヲ下渡ス事」、「官廩貸下米ヲ受取り町内ニ口貸シ及其返納代償ヲ取集上納スル事」、「行路病人行倒捨子保護ノ事」、「祭礼会所等ノ取扱ニ干渉スル事」、「出生死亡婚姻等ノ届出ヲ受理スル事」、「百姓入願取扱ノ事」、「出入寄留及送状ヲ出ス事」、「組合頭撰定参与スル事」、「旅人改ノ事」、「地所売買立会及家屋売買連印ノ事」等、「町内ノ事細大関係ナキハナシ其繁忙名主ノ比ニ非ズ」とされるような多岐にわたる煩瑣な、しかし封建的秩序の維持にとって欠くことのできない行政事務の遂行が職務とされている。

にもかかわらず五人組組合頭には、かかる職務の分担は制度化されていない。けだし先にあげた職務の、ヒエラルヒーの上位者への取次ぎの繰り返し上昇のプロセスは、以上の事務については町代から発したものとみられる。

以上の点を検討すると、松前藩治下の箱館町役人は、奉行所の支配下に、封建的行政事務をヒエラルヒッシュな組織の階梯を通じて町民に執行する職務をもつ。そのかたわら町役人は町方において、町内入費その他を徴収し、自らの給料、火災、消防、祭礼、窮恤、道路橋梁工事等の費用に支出し、これらの点で自治的に町財政をつかさどる能力とこれに伴う自治行政的能力を備えていたものとみられる。

もとより藩主より発し奉行の支配に服する行政と町方の自治的行政を郭然と区別することがあやまりであることは、町役人の職務を通じての収入が藩主からも町内入費からもあるなどの点からも明らかであろうが、町役人の職務から自発的な自治的性格を見出すことはあながち不当ではない。

しかし五人組組合頭の場合、かれらが上記のような領主的な行政の職務からも、自治組織における行政の職務からも、やや距てられた地位にあったとみることはできないであろうか。あるいは、五人組組合頭が町役人の命をうけて租税徴収等の重要な事務の補助的役割を果たしたかも知れぬが制度上かれらの自治組織に占める立場は、法令の伝達、願届の取次などを除いてほとんどなかったのではなからうか。

## 7. 五人組帳について

幕藩制下の五人組帳については、石井良助編「日本法制史」では「五人組の規制として五人組帳がある。これは百姓等の日常遵守すべき法規を書冊に記載し、これに遵守の請書を記して、名主・庄屋以下全五人組の署名捺印せしめた上、代官・地頭等の地方官役所に届出さしめるとともに、一通を町村役人の許に残したもので、毎年一定の時期に町役人より読聞せて、衆

知を期した。条文に当る部分を五人組前書といい、これは領主法の一種に属する」と述べている。

蝦夷地・箱館の場合はどうか。筆者は五人組前書に当るものとして、三種の文書を披見したにとどまる。甲は「五人組申合の事」と表題し文化12年(1815)3月に製したもので20ヶ条にわたる法条を記載した文書である。

乙は「(慶応2年五人組帳写) 差上申一札之事」と表題し19条の法条を記載した文書である。

丙は年代不詳であるが明らかに蝦夷地の村々を対象とする71ヶ条にわたる法条を記載した「五人組御仕置帳」と題する綴書である。このほかには竹内運平著「北海道史要」中に、幕末箱館施行の21ヶ条よりなる五人組帳の一部が写されているが仮りにこれを丁とする。(丁についてはこれを直接披見することはできなかった)

この中、慶応2年になった乙号の全文を下に記載する。(乙号を記載する理由は後述)

(慶応2年五人組帳写)

差上申一札之事

一、御高札の趣は不及申前々ヨリ被伝渡候御書付の趣堅相守若違犯の者有之候は組合の内より相互ニ心付為相慎幾度も□見差加其上にも猶不相用は早速可申上候事

一、喧嘩口論堅相慎ミ可申事

一、主人へよく仕親ニ孝を尽し兄弟妻子従類ニ親しミ家業懈なく衣類飲食等随分儉約を用ひ普請其外祝儀仏事等にて親類知者の者相招候節相互ニ料理ケ間敷儀分限相応ニヨリ質素ニ可仕事

一、御林は勿論銘々持居候少分の山林ニ而も猥ニ伐荒し申間敷事

一、蝦夷地産物抜荷物筋の儀は不及申上御軽物失羽熊胆皮類并諸国ヨリ積渡の諸品沖の口御番所御改不相濟出所不相知品買取又は旅人等へ取次為相調候儀は勿論暫時ニ而も預り申間敷都而不慥成品取扱申間敷若胡乱なる産物取扱うもの為見聞候者時々不移可申上事

一、鉄砲罾ニ打間敷事勿論在々ニ而前々ヨリ鉄砲拝借罷在熊猪鹿等を為防打候儀ハ格別其渡世ニあらず猟師ニ事寄慰殺生可致ため鉄砲打候儀致間敷事

一、捨子の儀相互ニ吟味合堅仕間敷若町方とも捨子候者有之数後日ニ相聞候とも早速可申上事

一、捨子有之候者養育致置早速御役所へ訴出可申右捨子貰候者有之は其もの孫子體ニ承候上其□申上御差図を講遣し可申内証にて遣し候儀仕間敷候事

一、御仕置仕成候後立帰り候者又帳面無き者の類は従令親類知者たり共一夜の宿ヲ貸ヤリ間敷候隠置候者御坐候ハ早速可申上事

一、旅人ハ海陸とも沖の口御番所の御改等不相成往来の手形持参不仕候者ハ一夜の宿をも為仕申間敷沖の口御番所御改も相濟以別条なき者にて其時宜に寄宿為仕可申尤当所御



作法の趣堅為相守猥ヶ間敷様為仕申間敷若逗留の内留売の品或ハ家業迎も不相知胡乱ニ見為候者不隠置可申出候上又他領の者当処住居致度旨申聞候者其相申上惣テ旅人の儀ニ付被伝出御趣堅相守可申事

一、三笠付惣テ賭の諸勝負前々ヨリ被伝出候御法度の趣銘々の義は不及申上召仕の男女并旅人等ニ至候迄堅為相守可申事若右体の宿仕候て不宜風聞承候者早速可申上事

一、親規合船は勿論古船相求メ候者書付を以願上従令御改候焼印御坐候船にても内分ニ而譲渡の儀堅仕間敷事

一、地借店借ニ差置候者其者生国ハ勿論委細相尋慥成様子ニ而者請人を立証文取置可申若無其儀不吟味ニ而差置候上其者悪事仕候者地主家主不及申上品ニ寄五人組の者迄急度可被伝付候事

一、男女奉公人の請ニ立候者国処親類等迄萬を承届下請人相立請人ニ相立可申候下請猥ニ受人ニ立申間敷事

一、見世先又ハ小路ニ薪猥ニ積置申間敷事

一、火の元大切ニ可仕儀ハ勿論冬春は別而心を用ひ昼夜とも相回り可申候尤非常の用水組合申合家並心掛置上内井戸有之者ハ表口ニ木札ニテ井筒の印差出置可申事

一、出火の節即刻其場処え罷出心の及候丈出精相働消留可申乍去不作法なる儀致間敷若近処合壁より出火仕候ハ銘々働構なく火の元へ馳付消留可申事

一、衣服の儀は結紬木綿麻布衣内を以分限ヨリも質素ニ相守可召仕の下男下女等は衣類常等まで木綿ニ可限事

一、宗門帳并五人組帳とも毎年十一月中御役所へ差上可申事  
右被仰付御法度の条々□々承□□思候大小の百姓あて読聞被伝渡の趣堅可相守若違背仕候者何様の曲事も可被仰付候為其五人組連印の一札差上申処依如件

寅十月 日

町年寄

名主

町代

以上が乙号の全文であるが、文化12年のものとみられる甲号は、6ヶ条目に、

一、長崎御用ノ依物熨海鼠干鮑売買は前々より御停止の事ニ付弥堅ク相守可申事  
という記載があるほかは条文の数も排列も内容も字句上の一二の違いを除いて同じである。

これに対し丙は甲乙に比して条文もいちぢるしく多く、甲・乙には記載のない名主の心得公事、勸農、田畑質入、盜賊悪党訴人、農道・堀・用水などに対する勝手な工事の禁制、伝馬助郷、入会山に関する事などから、最後の条に「強訴徒党逃散候儀堅停止ニ候処近年之内ニ茂左様之願筋ニ付御代官陣屋ニ大勢相集致訴訟候儀茂有之不屈至極ニ候自分以後嚴縛吟味之上重罪科ニ可被行候事」とこの前書布告の当時百姓一揆に対し手を焼いたとみられる強訴への厳罰

方針が示されている。

しかしこの丙号にも、甲乙とほぼ同文の「蝦夷産物……」に関する規定があり、乙と同文の「長崎御用……」の規定も記載されている。

五人組帳の敘述の形式は紋切型のものが多いとみられるが、蝦夷地にのみ固有の、御軽物矢羽熊胆皮類の抜荷禁制の規定が甲乙丙ほとんど同文で記載されているのは、松前藩ないし幕府代官の統治の力点の置きかたを示すものではなからうか。なおこの抜荷禁制の規定は丁号にもみられる。

以上蝦夷地における五人組帳前書4通に関する敘述を要約すると、

1. 幕末箱館で用いられた丁は甲、乙と蝦夷地にのみ固有の品目をかかげた抜荷制禁の規定がほとんど同文であること。
2. 丁は21ヶ条、甲は19条の乙に1ヶ条を加えて20ヶ条であり、数が接近していること、したがって丁は甲乙と非常に似た内容を持っているのではないか。
3. 乙号には末尾に町年寄、名主、町代という序列による記載があり、幕末期の箱館自治組織の職制階梯と符合すること。

以上の点特に3を根拠として乙号が慶応2年、幕府直轄下の箱館の町方にも適用された五人組帳前書であると推定できよう。ないし乙号が直ちに箱館町方に適用されたものでなかったにしても、適用されたものは乙号といちぢるしく似たものであったといいえよう。

かくして乙号の内容をみると、幕府直轄下の幕末箱館の五人組では、本州諸藩の場合と同様に毎年定期(文化12年には3月、慶応2年には11月のものがある)、町役人が大小百姓に対し五人組帳前書を読み聞かせ、全五人組連印の一札を加えて役所に提出したとある。(ただし、実際には町年寄、名主・町代の連印したものはあるが、各人連印のものはみられない)

また前書条文の内容は、領主法の遵奉、鉄砲禁制、火災取締、胡乱者の警戒、山林伐材禁制、旅宿人の届出、宗門取調、節儉、家族道徳、捨子取扱、博奕・喧嘩口論禁止等が規定されている。

しかし、乙号に特に注目されることは、①抜荷品・およびその行為等に関する詳しい禁制規定と抜荷の疑ある場合の届出義務の強制。②刑余者、無帳者、沖の口改めなき旅人、往来手形なき旅人に対する親類といえども一切の宿泊禁制、一応別条なき旅人でも胡乱なる場合、他領より移住した場合の警戒・届出義務の強制。③借地借店人の身許取調、保証制度、これらの怠慢より生じた悪事に関する地主のみならず五人組の連帯受罰の規定、男女奉公人の身許保証制度など、蝦夷地産物と、人の出入に対する、幾重にも詳細厳重をきわめた禁制規定の存在である。

このように出入に対する規定は、その究極の根拠を、かつて慶長9年(1604)家康が松前志摩守に下賜した黒印状中の「一、從諸国松前へ出入ノ者共、志摩守不相断而、夷仁ト直商売仕候儀可為曲事。一、志摩守仁無断而令渡海売買仕候者、急度可致言上事」の蝦夷地出入商売

に関する領主への特許に負うものとみられる。そしてこの趣旨が制度化され五人組帳前書に記載され、領主法として幕府直轄後も領内百姓の末端にいたるまでその遵守と違反の摘発への協力の義務が強制されたものとみることができよう。

このように、箱館における五人組の制度は実際の統治上の効果、五人組からの領主法に対する現実の協力の姿勢、ないしは領主的秩序に対する予想される反抗(強訴など)など制度の実態を別として、統治の側からみるならば、場所請負制度に拠って立つ領主法への積極的協力を喚起し、忠順なる服従を捧げるべき末端組織団体であった。

ところで、維新後幕藩制の解体は領主法をも消滅させることになったが、五人組の制度は必ずしもこれと運命をともしたとはいえない。五人組は自治組織とともに新政府にとって看過しうべからざるわが国社会の基底的組織であった。五人組のその後の変容、統治からの期待それに果たした役割、意義等については後日調査検討を加えたい。

末尾ながら、五人組帳の読み方について多大の御教示をいただいた北見柏葉高等学校国語・書道科の諸先生並びに御世話になった中川充子嬢にあつくお礼を申し上げたいと思う。

#### 参 考 文 献

- 北海道庁編：新撰北海道史，第二卷通説一。  
竹内運平著：北海道史要。  
松本 隆著：近世渡島地方史。  
函館日日新聞社編：函館市誌。  
村尾元長編著：維新前町村制度考。  
北大北方文化研究所蔵：五人組御仕置帳。  
栗本鋤雲著：宛庵遺稿(箱館叢記)。  
永田富智著：松前藩の職制について，新しい道史第3巻第4号通巻第11号。  
松平太郎著：江戸時代制度の研究。  
原田伴彦著：日本封建制下の都市と社会。  
石井良助編：日本法制史。  
拙稿：北海道における地方制度の形成について(1)，北大法学論集第16巻第4号。